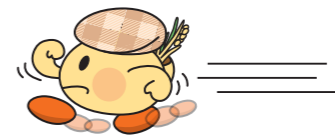


もしも税金がなかったら…なんて、考えたことはありませんか？税金がなかったら、私たちの暮らしはどうなるでしょうか。今月号は11月の「税を考える週間」に合わせて、いわみ記者と一緒に税のことを改めて勉強してみませんか。

いわみ記者が行く！ もしも税金がなかったら



① ある日の取材帰り

税を
考える週間

② 税金がなかったら、どうなるんだろう？

③ というわけで

税金のない世界を取材しに来ました！

④ ああ、道路に穴が開いてる！

税金がなかったら I
道路の整備がされない

⑤ 歩きづらいなー…ん？

⑥ 大変！事故だ

⑩ その後も…

学校がボロボロだ

税金がなかったら III
学校がボロボロでも直せない

⑦ 救急車をお願いしまー！

⑪ 税金がなかったら IV
ごみの収集車が来ない

⑬ 取材が終わって
疲れたあ…

⑭ 税金がなかったらいいなっと思いましたが、けど…

⑧ なんだろう…

⑨ 請求書！？

救急車要請につき
¥〇〇万円

税金がなかったら II
救急車を呼ぶとお金が掛かる

⑫ 納入通知書 保育料 〇〇万円

納入通知書 介護保険料 計 〇〇万円

納入通知書 〇〇万円

税金がなかったら V
公共サービスを受けるたびに高額な請求が来る

⑮ 取材してみて、税金がなかったら、安心して暮らすことができないんだってことが分かりました

なぜ？ どうして？ 税金ってなんだろう

税金は「会費」のようなもの
皆さんは復興特別所得税を知っていますか。これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興のために使うことを目的とした税金で、平成25年から49年までの25年間にわたって納めるものです。
東日本大震災では、大勢の方が津波や地震による被害を受け、その復興作業は5年経った今でも続けられています。復興には安定した財源が欠かせません。私たちは税金という形で、復興を支えているといえるのではないのでしょうか。
復興以外にも、公共サービスの提供には多くの費用が掛かります。その費用をみんながそれぞれの負担能力に応じて出し合うのが税金です。税金は、みんなで社会を支えるための「会費」のようなものといえるでしょう。
税金がなかったら嬉しいという方もいるかもしれませんが、もし公共サービスを個人が全て負担して賄おうと思ったら、多大なお金が掛かってしまい、上のマンガのようなことになってしまいかもしれません。また、お金がなくてサービスを受けられなくなってしまう人もたくさんいることでしょう。私たちの社会は、税金という形で、お互いに支え合うことで成り立っています。

7つの市税

個人市民税

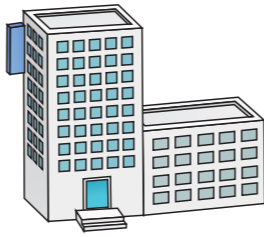
1月1日現在、岩見沢市内に住所のある方が納めるものです。前年の1月から12月に一定以上の所得がある方が対象で、均等に負担する「均等割」と所得額に応じて負担する「所得割」で構成されています。



なお、個人の道民税も課税や納税のしくみが個人の市民税と同じため、市民税と道民税を市がまとめて賦課・徴収し、道民税分を後日北海道に納入しています。

法人市民税

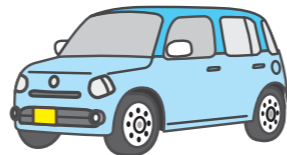
法人市民税は、岩見沢市内に事業所や事務所がある法人などが、事業年度ごとに納めるものです。



税額は資本金や従業員数など法人の規模に応じて課税される「均等割」と、法人税(国税)の額に応じて課税される「法人税割」で構成されています。

軽自動車税

4月1日現在、岩見沢市内に定置場のある原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方が納めるものです。



固定資産税

1月1日現在、岩見沢市内に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している方が、固定資産の価格を基に算定された税額を納めるものです。



納める方

土地	登記簿または土地(家屋)補充課税台帳に所有者として登記・登録されている方
家屋	
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

課税のもとになる固定資産の価格は、固定資産評価基準に基づいて固定資産ごとに評価額を決定します。土地と家屋は3年ごとに評価額の見直しを行います。現在は平成27年度が基準年度で、次回の見直しは平成30年度です。

なお、償却資産は、償却資産申告書に基づいて価格を決定します。

入湯税

岩見沢市内の鉱泉浴場に入湯する12歳以上の方が納めるもので、消防施設の整備などの費用に充てることを目的とした税金です。



都市計画税

1月1日現在、岩見沢市内の都市計画区域内に土地や家屋を所有している方が納めるものです。

道路や公園などの都市計画施設の整備や、市街地開発などの都市計画事業、または土地地区画整理事業の費用に充てる目的の税金です。



市たばこ税

製造たばこの卸売業者などが、岩見沢市内の小売業者にたばこを売り渡したときにかかる税金です。

たばこの販売価格に市たばこ税相当額が含まれており、岩見沢市内での購入者の負担となっています。



税金の基礎知識

税金と憲法

税金を納めることは日本国憲法で「納税の義務」として定められている

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

=法律の根拠なしに税を課したり、徴収したりしてはいけない

税金に関する法律と税金の使い道は議員によって、国会や地方議会で決定

税の三原則

税金をどのように定めるのが望ましいのかについての基本的な考え方

- 公平の原則…さまざまな状況にある人々が、それぞれの負担能力(担税力)に応じて分かち合うこと
- 中立の原則…税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること
- 簡素の原則…税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする

税金の種類

税は大きく分けると「国税」「道府県税」「市町村税」に分けることができる

例) 国税…消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、酒税、揮発油税 など

道府県税…個人道府県民税、法人道府県民税、事業税、地方消費税 など

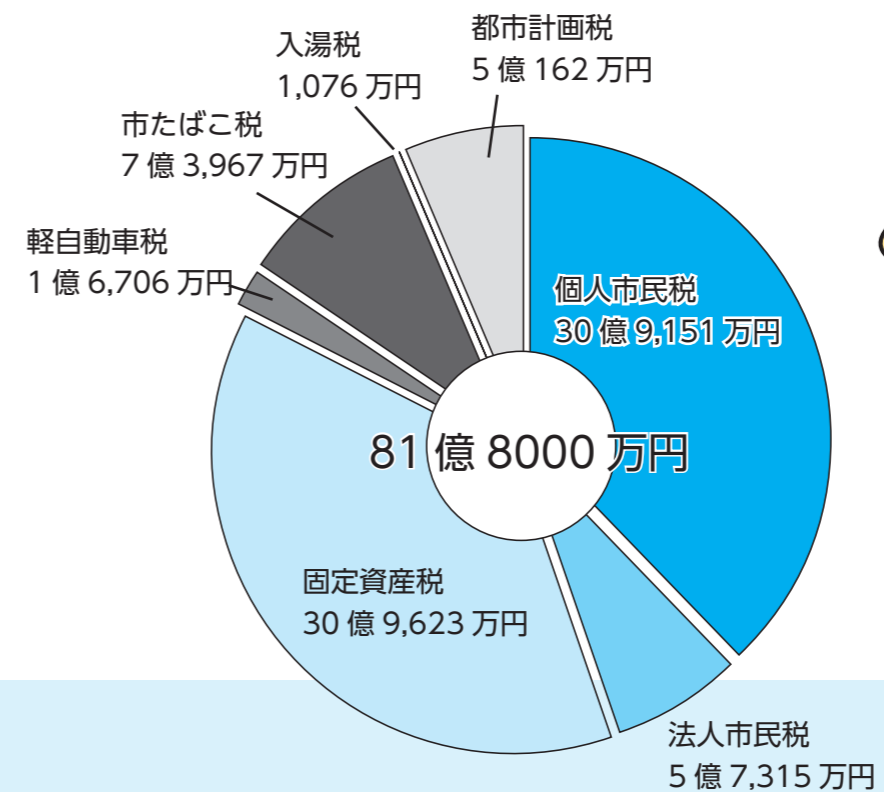
市町村税…個人市町村民税、法人市町村税、固定資産税、都市計画税 など

税金をただ納めるだけでなく、その使い道にも関心を持つことが大切なんですね



岩見沢市の税の内訳

(平成28年度一般会計予算による)



岩見沢市の税金についてもっと詳しく知りたいです!



岩見沢市の税金
市民の皆さんが市に納める市税について、もう少し詳しく見てみましょう。岩見沢市の税金について、簡単にまとめてみました。
岩見沢市の公共サービスの提供には、平成28年度一般会計予算では、総額503億円となっています。そのうち、私たちが市に対して納めている市税は7種類あり、その合計は81億8千万円です。

岩見沢市の税金

平成 29 年度

市・道民税の主な改正点

問合せ先 市税務課

個人の市・道民税は前年の1月から12月の所得に対して課税します。そのため、今年1年間の所得に対する市・道民税は、平成29年度分として課税され、来年6月頃に通知します。

ここでは、平成29年度の市・道民税から適用される主な改正点をお知らせします。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

■給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得とは、給与収入から「給与所得控除」の額を差し引いたもので、これが課税対象となります。

給与所得控除の額は、下の表のように変更となります。

給与収入金額	給与所得控除額	
	現行	平成29年度
1,800,000円以下	収入金額×40% (650,000円に満たない場合は650,000円)	
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円	
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円	
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円	
10,000,000円超 12,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円	収入金額×5%+1,700,000円
12,000,000円超 15,000,000円以下		
15,000,000円超	2,450,000円(上限)	2,300,000円(上限)

■日本国外に居住する親族に係る扶養控除などの書類の添付等義務化

市・道民税の申告において、国外居住親族に係る扶養控除、障害者控除、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける方は、申告書の提出の際に、親族関係書類および送金関係書類の添付または提示が必要となります。

※16歳未満の国外居住親族を有する方で、市・道民税の非課税限度額の適用を受ける方やその親族に係る障害者控除を受ける方も同様です。

■金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なりましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる課税方式の均衡化を図る観点から、課税方式を株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子および譲渡損益、ならびに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

●公社債の課税方式の変更

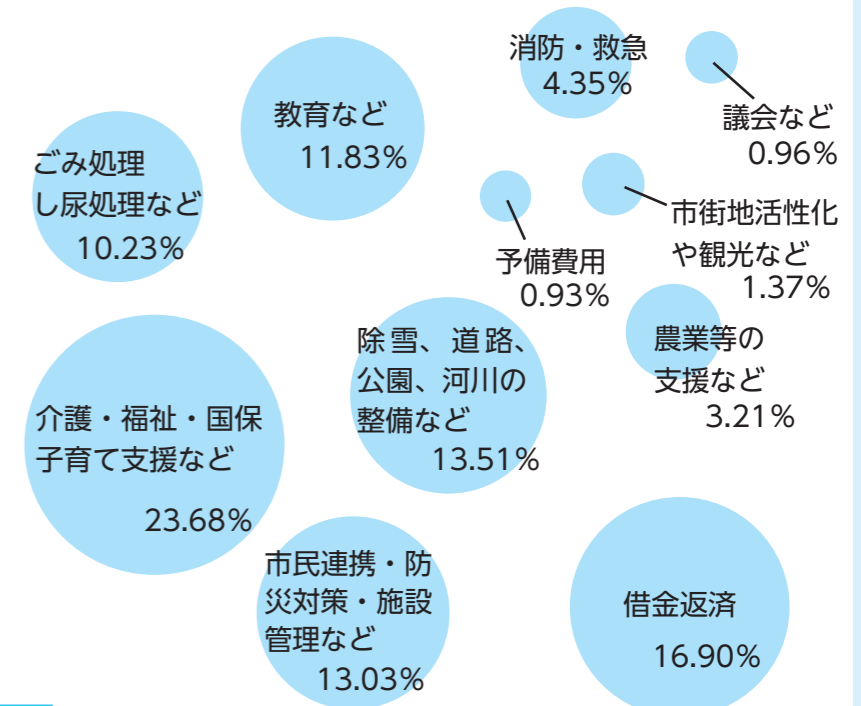
公社債については、「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分したうえで、課税方式が変更されます。

●損益通算・繰越控除・分離課税制度の改組

「上場株式等」と「一般株式等(未上場株式等)」は別々の分離課税制度となり、両制度間での損益通算ができなくなります。

税金の使い道

さて、納められた税金はどのようなに使われているのでしょうか。下の図は、税金の使い道ごとに、費用の割合を表したものです。円の面積が大きいものほど、たくさん費用が掛かっています。



納税でお困りの方へ

やむを得ない事情で納税にお困りの方について、市役所本庁で納税相談を受け付けています。また、来庁が困難な場合には、電話での相談も受け付けています。

問合せ先 市税務課納税グループ



税を考える週間と無料相談

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めています。これに合わせて税の無料相談を行います。

日程 11月12日(土)
時間 午前10時~正午
会場 GREEN CAFE (5西2 ぶらっとパーク内)

問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部(佐藤彰一税理士事務所内) ☎22局 4353

私たちの暮らす社会は、税金によって支えられています。公共サービスは個人に対するサービスではなく、社会全体のためのサービスです。今月号の表紙を飾ってくれた子どもたちは、未来の納税者です。子どもたちが大きくなるまで、そしてその先も安心・安全な暮らしを送ることもできる社会を保つために、市はこれからも、皆さんから納付された税金の適切な活用に取り組みしていきます。

問合せ先 市税務課